

## 大間町総合教育会議運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、町長と大間町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、円滑に意思疎通を図り、大間町の教育の課題及び目指す姿を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的な教育行政を推進していくため、大間町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (構成員)

第2条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

### (会議の招集及び進行)

第3条 会議は、町長が招集し、会議の議長は、町長をもって充てる。また、進行は、教育委員会事務局の職員がつとめるものとする。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき事項を示して会議の招集を求めることができる。

### (会議の通知及び告示)

第4条 町長は、会議招集の日時、会議開催の場所及び会議に付議すべき議事を開会日の3日前までに告示し、構成員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

2 構成員は、招集の当日、指定の時間までに指定の場所に参集しなければならない

3 構成員は、招集に応ずることができないときは、その理由を付して会議前日までに町長に届け出なければならない。

### (会議の運営)

第5条 会議の会期は、1日とする。ただし、出席構成員の過半数がその必要があると認めるときは、会期を延長することができる。

第6条 構成員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な会議運営に協力しなければならない。

2 会議において調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

### (意見聴取)

第7条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

### (会議の公開)

第8条 会議を公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

(傍聴)

第9条 会議は傍聴することができる。ただし、傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

第10条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴申込書に記入しなければならない。

第11条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びている者。
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者。
- (3) その他町長が傍聴を不相当と認める者。

第12条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙すること。
- (5) 写真や動画を撮影し、又は録音等すること。
- (6) その他、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

第13条 傍聴人は、町長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(議事録)

第14条 町長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の職・氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他町長が必要があると認めた事項

2 議事録は、町長が指名する2人の構成員の署名をもって確定するものとする。

(公表の方法)

第15条 法第1条の4第7項の規定による会議の議事録の公表は、会議を開催した日から30日以内に、閲覧及び町のホームページへの掲載により行うものとする。

(事務局)

第16条 会議の事務局を教育委員会教育課に置く。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮り、別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。